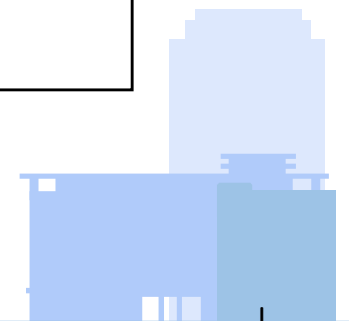


第2回市原地域保健医療連携・地域 医療構想調整会議	報告事項3 資料8
令和7年3月4日(火)	

在宅医療連携促進支援事業について

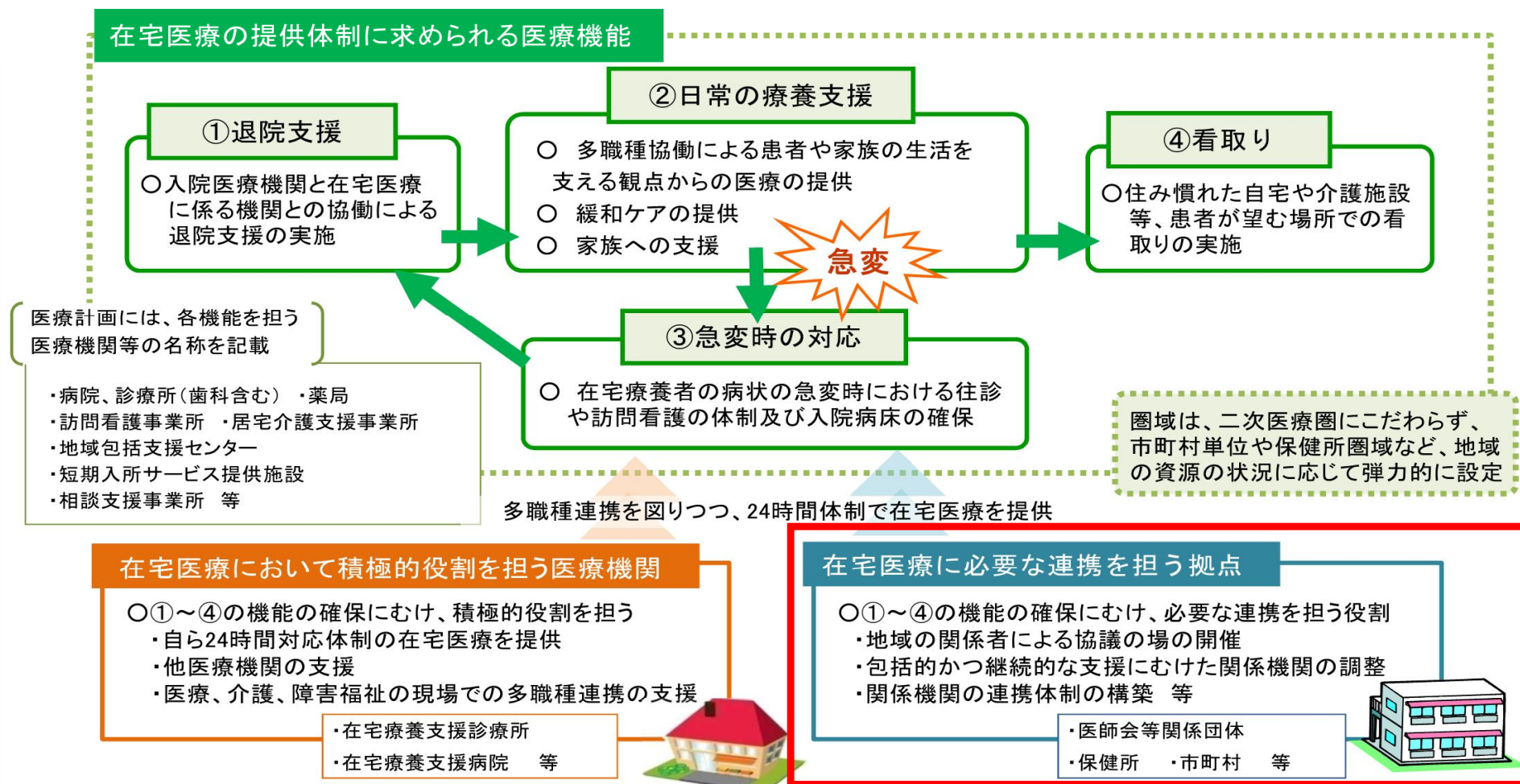
千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室
電話番号：043-223-2457 メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp



在宅医療の体制について

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～



在宅医療の体制構築に係る指針（疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より

- ①～④の機能の確保を図るため、市町村を「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置づけます。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」は、市町村において実施する在宅医療・介護連携推進事業の取組や障害福祉に係る相談支援の取組との連携を図りながら、地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議の開催、包括的かつ継続的な支援に向けた関係機関の調整、関係機関の連携体制の構築等、在宅医療の推進について「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び県と連携して取り組むよう努めます。

<在宅医療の体制構築に係る指針（令和5年3月31日）より抜粋>

<在宅医療に必要な連携を担う拠点到求められる事項>

- 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
 - 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと
 - 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
 - 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
 - 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること
-
- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携や、医療だけでなく介護及び障害福祉サービスについて関係機関との調整が求められる等、業務が多岐にわたる。
 - 国の指針では当該拠点は市町村が設置する在宅医療・介護連携推進事業との連携を図ることとされており、同事業の実施主体と拠点が同一になることも想定されている。
 - 市町村であれば在宅医療・介護連携推進事業で構築されている体制を活かすことができるほか、介護及び障害福祉サービスの関係機関と日頃から連携を図っていることから、必要な連携を担う拠点としての業務への対応が期待できる。
-
-  市町村が「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の求められる役割を果たせるよう、その体制構築等に係る経費に対して補助を行う。

＜千葉県在宅医療連携促進支援事業補助金交付要綱より抜粋＞

事業内容：

- 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に行い、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと
- 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

補助対象費：給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、その他知事が特に必要と認める経費

基準額：3,000千円

補助率：10/10

期間：3年間

- 本事業は、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に位置付けられる市町村に対し、在宅医療と介護の連携強化等の取組に要する経費の一部を補助する。
- 補助対象経費は、国からの交付金等この補助金以外に支弁を受けている場合は、当該費用が充当されている経費を控除したものとする。

※ 介護保険事業として実施している事業のうち、地域支援事業交付金等の対象経費に該当せず、一般財源で実施している部分の経費については、当該補助金の対象とする。

- (例) ・主治医、副主治医の仕組みの運営経費（医師への手当など）
・夜間、休日の診療体制の確保経費（医療機関への協力金等）
・パソコン等の購入費用やシステム使用料（ランニングコスト）

在宅医療に必要な連携を担う拠点到求められる事項に沿った具体的な取組例

① 医療及び介護、障害福祉の関係者による会議の開催

地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施する。

② 退院時から看取りまでの様々な支援を包括的かつ継続的に提供するための関係機関との調整

退院の際の地域の医療関係者と介護関係者、障害福祉関係者の連携の調整を行い、患者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者・障害福祉事業者相互の紹介を行う。

③ 関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、在宅での看取り、急変時、入退院時の共有のため、医療介護連携システム等を利用し、多職種間で情報共有を行う。

なお、必要に応じて、関係機関間で情報共有ルールを策定、利用方法の研修会を実施する。

また、急変時の対応として、24時間365日のバックベッドの確保、主治医・副主治医制の整備を行う。

④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修会の実施や情報共有

医療、介護、障害福祉は、それぞれ支える制度が異なることなどにより、多職種間の相互理解や情報共有が十分できていないため、相互の理解を深め、多職種間の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の協同・連携に関する研修を行う。

また、相互の理解を深めるために、それぞれが抱える制度等について、地域の医療・介護・障害福祉関係者に対して、研修会を開催する。

⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施

地域住民が在宅医療について理解し、在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるように、高齢者だけでなく、在宅医療に関わるすべての住民向けの講演会やシンポジウム等の開催、在宅医療に関するパンフレットの作成・配布、ウェブサイトの作成等により、地域住民の理解を促進する。

【令和6年度申請状況】2市（千葉市、八千代市）

千葉市

事業名：令和6年度千葉市在宅医療・介護連携支援業務委託
予算額：38,846千円（うち補助金対象事業3,000千円）
補助額：3,000千円

事業内容：

- ① 高齢以外の在宅資源調査
情報収集及び課題の把握を目的に、障害サービス事業所や小児医療機関などの施設に対する訪問調査を実施する。
- ② 会議等への参加
医療及び介護、障害福祉関係者が参加する会議の開催及び支援を行い、課題や対応策の検討をする。
- ③ 相談対応
主に専門職からの業務上の相談に対して適切な助言を行うほか、医療介護連携を円滑に進めるため、医療機関と介護事業者間の必要な調整を行う

八千代市

事業名：在宅療養支援病床確保業務委託
予算額：1,825千円
補助額：1,825千円

事業内容：夜間の時間帯に在宅患者が急変した際に、速やかに受け入れを可能とするため、委託医療機関において1床以上の病床を確保する。

【令和7年度活用見込み】

7市（千葉市、松戸市、茂原市、成田市、八千代市、鎌ヶ谷市、山武市）

※松戸市、鎌ヶ谷市は事業内容検討中のため記載なし

千葉市 ※R6申請と同様

事業名：令和6年度千葉市在宅医療・介護連携支援業務委託

予算額：38,846千円（うち補助金対象事業3,000千円）

補助額：3,000千円

事業内容：

① 高齢以外の在宅資源調査

情報収集及び課題の把握を目的に、障害サービス事業所や小児医療機関などの施設に対する訪問調査を実施する。

② 会議等への参加

医療及び介護、障害福祉関係者が参加する会議の開催及び支援を行い、課題や対応策の検討をする。

③ 相談対応

主に専門職からの業務上の相談に対して適切な助言を行うほか、医療介護連携を円滑に進めるため、医療機関と介護事業者間の必要な調整を行う

八千代市 ※R6申請と同様

事業名：在宅療養支援病床確保業務委託

予算額：1,825千円

補助額：1,825千円

事業内容：夜間の時間帯に在宅患者が急変した際に、速やかに受け入れを可能とするため、委託医療機関において1床以上の病床を確保する。

令和7年度在宅医療連携促進支援事業の活用見込みについて②

茂原市

事業名：検討中
予算額：検討中
補助額：－

事業内容：

- ① 在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有を図るシステムの導入
- ② 多職種連携の研修会（講師派遣）
- ③ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発のための講演会

成田市

事業名：検討中
予算額：検討中
補助額：－

事業内容：

- ① 在宅医療と介護の連携のため多職種連携研修会の開催
- ② 市民への普及啓発として在宅医療講演会、出前講座の開催
- ③ 市内在宅医療に係る課題検討のため死亡個票の分析、在宅医療作業部会の開催 等

山武市

事業名：検討中
予算額：600千円（予定）
補助額：600千円（予定）

事業内容：在宅医療拠点病院になる医療機関を中心として、地域の医療機関や介護事業者の連携を強化するためツールの導入（在宅医療と介護の連携事業で、多職種へのアンケートから医療と介護の情報共有ができるツールの希望が多いため。）